

山形県・寒河江市『緊急事態宣言』

山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

寒河江市内を対象区域として実施する営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者に対し、「山形県新型コロナウイルス感染症 拡大防止 協力金」を支給します。

◎支給額 **1施設あたり 52万円（1日あたり4万円×13日間）**

◎実施スキーム



【対象となる施設】

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている下記の施設

- ①接待を伴う飲食店
- ②酒類を提供する飲食店
(カラオケ店等を含む)

【対象となる要件】

下記の全期間にわたり、営業時間短縮にご協力いただくこと。

①営業時間短縮要請期間

令和3年3月30日(火)から令和3年4月11日(日)まで

②要請内容 午前5時から午後9時までの時間短縮営業

※なお、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で通常営業している店舗は支給対象外